

平成24年流山市教育委員会議第9回定例会会議録

- 1 日 時 平成24年9月27日(木曜日)
開会 午前 10時00分
閉会 午後 0時05分
- 2 場 所 流山市役所庁議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄
委員長職務代理者 辻 孝
委 員 加藤 和代
委 員 小林 晃一
教 育 長 後田 博美
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席職員 学校教育部長 杉浦 明
学校教育部次長兼学校教育課長 亀田 孝
教育総務課長 武田 淳
指導課長 大重 基樹
生涯学習部長 友金 肇
生涯学習部次長兼生涯学習課長 直井 英樹
公民館次長 松本 孝子
図書・博物館長 鈴木 忠
- 6 事務局職員 教育総務課長補佐 平川 誠治
教育総務課庶務係長 大作 正巳
教育総務課庶務係主査 新倉 英之
- 7 議案
第26号 流山市文化財審議会委員の委嘱について
第27号 流山市史編さん審議会委員の委嘱について
- 8 議事の内容

(開会 午前10時00分)

奈良委員長

ただいまから、平成24年流山市教育委員会議第9回定例会を開会いたします。

まず、平成24年流山市教育委員会議第8回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

特にないようですので、承認ということにいたします。

それでは教育長報告をお願いします。

教育長

9月2日(日曜日)に流山市総合防災訓練が向小金小学校で実施されました。あいにくの天候でしたが、多くの地域の方々が参加されました。万一の場合は、多くの市民の方が学校を避難場所として利用するわけで、地域防災としてあるいは避難場所としての役割、機能について、市の全体の取組の中の一環として再認識したところです。

次に、市議会第3回定例会が9月6日に招集され、11日から14日までの4日間にわたって一般質問が行われました。教育委員会に関しては、学校教育関係8件、生涯学習関係2件の質問がありました。

まず、教育委員のレイマンコントロールの見解についての質問がありました。流山市の教育委員会議は、何かに捉われることなく、様々な角度から教育に対する客観的な御意見をいただいております、レイマンコントロールは十分に発揮されていると考えております。

次に、報道されているいじめ自殺問題の認識についての質問がありました。これについては十分に調査をして、できるだけ早く解決に向けて学校とともに取り組んでまいります。

次に、英語教育のレベルアップ策について、もっと近隣の大学との連携を深めたらどうか、という提案型の質問がありました。これについては、現在も各小中学校で市内や近隣市の大学の御支援を得た取組をしているので、今後も連携をしていきたいと考えています。

次に、教育予算の確保といじめゼロを目指す児童生徒の危機管理についての質問がありました。とりわけ施設、設備等のハード面にとらわれやすいのですが、厳しい財政事情の中にあっても教育はソフト面を十分に考えて取り組まなければならないので、市長部局と十分に協議してまいりたいと思います。いじ

めゼロを目指す児童生徒の危機管理については、先ほど述べたとおりです。

次に、特別支援教育体制の充実についての質問ですが、現在、特別支援学級を設置していない学校が5校ありますが、平成27年度までに全校に設置していくこととしております。ただ、障害の種類がありますので、実態に即して県教育委員会とも相談しながら進めてまいります。

次に、子どもの貧困といじめ、不登校の実態と就学援助の充実についての質問ですが、流山市は就学援助の範囲を幅広く設定しております。今後もその周知を図り、特に小学校や中学校の入学時の節目や転入等の際にお知らせしていきたいと考えています。

次に、通学路の安全点検についての質問ですが、7月に行った点検の結果、114か所の危険個所が判明しました。警察、学校、PTA、地域の防犯関係の方も含めて安全点検をしました。横断歩道の白線が消えかかっているなど、市で対応することができるものについては直ちに対応しましたが、信号機の設置等、他の機関との協議が必要なものについては、関係機関に要望等を行っております。

次に、姉妹都市の食材を食育教育に取り入れたらどうかという質問ですが、流山市の学校給食は平成22年度から流山産のお米を使用しており、地産地消という観点からは、今後もお米については流山産を使用していきたいと考えています。ただ、給食では1回に25種類くらいの食材を使いますので、お米以外の食材に姉妹都市の特産品等を入れることは検討していきたいと思います。また、その時は、献立表や学校だより等で児童・生徒や保護者をはじめ広く周知していきたいと思います。

次に、生涯学習関係です。江戸川河川敷の野球場を河川敷以外の場所に移転させたらどうかという質問がありました。これは、台風等によって江戸川が増水すると、河川敷が水に埋もれてしまい、復旧するまで使用できない期間が生じてしまうためです。これについては、現在のところは考えておりませんが、河川敷以外にそういった施設がないわけではないので、工夫しながら利用していただくようお願いします。

最後に、市内のスポーツ施設の運営委託についての質問ですが、指定管理者が管理運営をしている施設もありますが、今後もより良い運営について検討してまいりたいと思います。議会に関しては以上です。

次に、市教育委員会の計画訪問についてですが、今年度も5月から実施してまいりまして、9月は19日に新川小学校で実施しました。各学年1クラスの授業展開をもとに、市教育委員会の教育方針の伝達や、指導方法の改善につい

て指導しております。今後も、有意義な機会にしていきたいと思いをします。

次に、流山市青少年主張大会が9月20日に開催されました。教育委員の皆様には御出席ありがとうございました。今年は中学生、高校生合計11名の参加があり、南部中学校の生徒さんが最優秀賞を受賞しました。毎年力をつけてきて、素晴らしい主張してくれたと思いますし、終わってから、加藤審査委員長の素晴らしい御講評もいただきました。来年もさらに力をつけて、教育委員の皆様にも子どもたちの様子を御覧いただく機会になればと思っております。

次に、9月24日に生涯学習センターで葛北支部の中学校英語発表会が開催されました。野田市と流山市の中学校全校が一堂に会して各学校の代表者が発表しました。この発表会で1位になった生徒が県大会に出場します。流山市の生徒は大変活躍していました。今年度から全校にネイティブのALT（外国語指導助手）を配置している効果もあったと聞いております。以上です。

奈良委員長

ただいまの教育長報告に関しまして、御意見等はございますか。

（特になし との声あり）

奈良委員長

特にないようですので、教育長報告を終了します。

議事に先立ちまして、9月5日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会による教育委員研修会が開催され、私と小林委員が出席してまいりました。その内容について、ここで御報告いたします。

全体会につきましては、「みんなで取り組む教育立県ちばプラン」に沿って講義が行われました。

また、市川市の教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価書が配付されたほか、県教育委員会の点検評価の指針も示され、様々な意見が出されました。

小林委員

午後の分科会は、教育委員会の点検評価の分科会に参加しました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、教育委員会はその事務に関して点検評価をして報告書を作成しなければならないとされていて、それをどういう形で行えばよいかは、はっきりと決まったものではなくて、各市町村の教育委員会が独自にいろいろなやり方をしているとのことでした。

その中で、市川市の例が出て、市川市の教育委員会から報告がありました。その後、質疑応答があったのですが、技術的な質問ばかりでしたので、私はこ

の評価制度そのものについて、もう少し考えるべきなのではないかと思いました。というのは、市川市の評価書はものすごく分厚いのです。法律では、評価書を議会に提出して、公表しなければならないとされていますが、そんなに大変な事務をして分厚い評価書を作って議会に提出しても、それを議員さんは読んでくれるのだろうか、と疑問に感じるわけです。そこで私は、これについての議会からの質問があるのかと市川市の方に尋ねると、答えに窮するような感じでした。

昨今、大津市の事件や大阪市の市長の発言もあって、教育委員会そのもののあり方に議論が湧き出ています。そんなときに、こういう評価書を議会に出してそれで終わりでは、もし議員からこれではだめではないか、などと言われたらどうするのでしょうか。大津市の市長が、教育委員会があるから情報が遮断されてしまって情報が上がって来ないなどという発言をされている状況にあって、こういう機械的な分厚い評価書を作っただけでよしとしていいのでしょうか、という質問をしてみたのです。そうしたら、ほとんど何も意見が出ませんでした。私が考えるに、評価書を作ることに意義があるのではなくて、点検評価することに意義があるわけですから、作ることに力を入れるというのは意味がないと思うのです。むしろ、流山市の評価書の方がコンパクトでよくできていると思った次第です。

辻職務代理者

今、小林委員が言われたような傾向は、教育委員会だけではなくて、大学なども同様です。大学では、何センチもの厚みのある点検評価書を作ります。市川市の評価書を拝見すると、定量的数値の導入のレベルは高いと思います。それと、千葉県の評価書には工程表があって、年度をまたぐ工程表の中で事業の位置付けを評価しているので、そのあたりは流山市でも参考にして工夫する余地はあると思います。

小林委員

公表することを考えると、もう少し要約したものを作る工夫も必要だと思います。読む側からすれば、あまり詳細なものを見せられても読みにくいと思うのです。いずれにしても、私としてはもっと本質的な議論をしてほしいと思いました。

奈良委員長

それでは研修会の報告を終了します。

これより議事に入りますが、本日の議案2件につきましては、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の

規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして、同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告（4）の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

奈良委員長

御異議なしと認めます。議案第26号及び議案第27号につきましては、非公開とし、各課等報告（4）の後に審議します。それでは、各課等報告について、指導課からお願いします。

指導課長

（平成24年度科学作品展審査結果について報告）

生涯学習課長

公民館次長

図書・博物館
長

（主催事業等について報告）

奈良委員長

以上の各課等報告について、御意見等ございますか。

加藤委員

先ほど点検評価の議論がありましたが、生涯学習部で様々な事業や講座を実施しておられます。施設の利用という視点があると思うのですが、施設の利用者がどれくらいだったか、本の貸出冊数がどれくらいだったか、講座の参加者がどれくらいで定員をどれだけ満たしていたかといったことが、数値的な指標の一つになると思うのです。インプット指標としては募集定員に対して何パーセントの参加があったか、アウトプット指標としては参加された方がどういうことを学んだのかということがありますし、アウトカム指標としては流山市民で歴史に親しむ人がどれくらい増えたかなど、最終的には流山の教育の方針に基づいた目標がどれだけ達成されたかということにつなげていくために、講座を開催したり、施設の運営をされていると思うのです。実施している事業と評価との関係はどうなのでしょう。参加者の感想としてこういうことが勉強になったとか、せっかくいろいろな事業をされているので、その効果についても聞いてみたいです。

生涯学習部長

市が行っている事務事業評価の目標値、例えば文化レベルがどれくらい上が

ったか等については、アンケート調査で見えています。また、こういった個々の事業につきましても、そのたびに参加者に対するアンケートをして、御意見を聞いて、好評だったので翌年も行うとか、いただいた御意見をもとに翌年は内容を変えていくといったように生かしています。

加藤委員

できればこういう講座をやったことによって、優勝者が出たとか、全国レベルでも高まってきたとか、具体的に分かればいいと思うのですが。

生涯学習課長

事務事業評価で、例えばスポーツであれば3人に2人は日常的にスポーツをするということを目指しておりまして、それにどれだけ近づいたかについて、毎年アンケートを行っています。また、生涯学習に関する事業については、比較的アウトプットしやすいので、市のホームページの「ぐるっと流山」というコーナーで、写真もつけて、いつ、どんな事業が行われて、参加者数はどれくらいだったか、また、参加者からいただいた御意見についても掲載しています。

小林委員

今の議論を聞いていますと、「公」が文化活動を行うということの意味をどう考えるかということだと思っております。費用対効果というか、指定管理者制度を活用してお金を使って事業を行ったのだから、それだけの効果がなければならぬという、経済合理性に基づく行為で考えていいのかどうか。文化というのはお金がかかるもので、経済的にペイしないものなのです。だからこそ、「公」がやらなければならないものでもあるわけです。例えば、一茶双樹記念館の事業で「^{もんこう}聞香」というものがあります。こういうことをやっているところは非常に少ないと思います。「香を聞く」風習を普及させようというのではなくて、流山市はこういうものを続けてやっているということに文化的意義があると思うのです。ヨーロッパでもボリショイ・バレエという、たとえ革命が起きても帝政時代の文化をつなげてきたからこそ今でも生きているわけですし、中国の京劇も、文革があってもずっと続けてきたために残っているわけですから、文化活動については行政の評価とは少し違う観点を持って見なければならぬと思います。もちろん、それにばかりお金をかけ過ぎると問題も起きますから、「公」が行う文化活動というのはよく考えなければならぬと思います。その意味では、先日行われた流山ジャズフェスティバルは、私は素晴らしいと思います。ジャズというのは、今は若い世代には馴染みが薄いかもしれませんが、文化的価値は非常に高いし、絶えさせないでずっと続けていくことを自治体やボランティアの人たちが協働して取り組んでいることが素晴らしいと思

います。つまり、文化というのはそういうものなので、非常に難しいことですが、「公」が何をやるかを選択していくことが大事だと思います。

加藤委員

確かにお金をいただいてペイするものであれば、民間の文化センターなどがやればいいですし、私立大学の講座でもいいと思います。それ以上に意義のあること、必要があるから行政がやっているのだと思います。その点では、税金を使ってやっていることなので、文化財の保護と同じで延々と保護しなければならないものや流山独自の歴史を守るような事業は必要だと思います。ただ、講座事業というのは一部の人のためという面もありますので、説明責任はありますし、税金を使ってでも効果を上げたいということについて、しっかりと自信をもって説明ができるようになっていたらいいと思うのです。

小林委員

例えば、「香を聞く」という講座に何人参加するかわかりませんが、これは経済的には絶対にペイしません。また、この講座に何百人も押し寄せることはあり得ない。ほんの僅かな人しか参加しないけれども、それは一つの文化でありますからやることに意味があるわけです。税金を使ってやるのがいけないと考えるかどうか。税金を使わないと守れないところには税金を使わなければならないと思います。

加藤委員

ペイするかしないかの話ではなくて、ペイするものであれば市がやる必要はないと思っています。ペイしないから市がやるものだと思いますが、それが必要だということについて、きちんと答えられるようにしておかなければならないと思うのです。

小林委員

文化というのは生活するには必要ないものですし、やらなくても人は生きていけます。福祉や格差是正にも関係ありません。しかし、何百年も続いてきたものを誰かが残していかなければ消えてしまうわけです。

加藤委員

理由を聞いて、みんなが納得すればそれでいいのです。

小林委員

難しいところなのですが、納得されないけれども、やっていかなければならないこともあると思います。

生涯学習課長

私どもが、事業を実施することに力を入れている一方、実施後の報告が十分

にできていない面があります。一例を挙げますと、昨年、相馬市の子どもたちが被災直後に描いた絵の展示会を流山で開催しまして、そこから全国に展示会が回って、そこに募金箱を置きました。今年の9月に相馬市に絵本図書館がNPOによって立ち上げられました。このように結果を出しているものもあるのですが、文化については5年、10年のスパンのものもありますので、今後はしっかりと答えられるようにしていきたいと思います。

生涯学習部長

生涯学習については社会の要請に答えて、例えば放射能の講演会のように、ペイをしなくても「公」でやるべきものもあります。また、生涯学習の基本方針を定めており、それに沿って事業を展開していますので、説明はそういったところで行っています。

辻職務代理者

基本方針が明確に伝わっていない部分があるのではないのでしょうか。小林委員が言われたように、流山市は何を目指すのか、そのビジョンに従って、この事業はどこに位置付けられるのか、その結果として市民の皆さんに理解していただけたか、という流れだと思うのです。大事なのは目指すべきビジョンであって、流山市は何を選択し、ほかのところでできることは市ではやらない。しかしながら、損益分岐にかかわらず、拘ってやる事業もあるということです。その意味では、この各課等報告における主催事業等についても、いつ、どこで、何をやるというだけではなくて、全体のビジョンの中での位置付けも含めた説明をしていただけたらと思います。

小林委員

例えば、わかりやすいので「香を聞く」会を例にすると、「公」がこれにお金をかけて続けることはやり過ぎだと考えるのか、それともこれは特殊で必要なものだからずっと続けていくべきだと考えるか。市の財政が非常に厳しいときに、こんなところにお金をかけていいのかという議論はおそらく出てきます。そのときに、私たち教育委員のように一般から入っている者が、ごく常識的な観点から判断する。それが先ほど話に出てきたレイマンコントロールなのであって、そのために私たちのような人がいると思うのです。

加藤委員

利根運河の講座もありますが、流山といえば利根運河という特徴もあるので、流山市ならではの事業を行うならば納得することができる。つまり市のビジョンのもとにこの事業をやっているということがわかればいいと思います。

図書・博物館
長

「聞香」のお話もありましたが、一茶双樹記念館と杜のアトリエ黎明は、その管理運営を指定管理者にお任せしております。「お抹茶を楽しむ会」や「聞香」は、一茶双樹記念館の施設の特徴を生かして開催しています。また、杜のアトリエ黎明で水彩画やガーデニングに関する事業が多いのは、この指定管理者が庭園等を管理することを本業とする事業者なので、その得意分野を生かして事業を行っているわけです。つまり、指定管理者がその施設に合った事業を工夫しながら自主的に開催しており、これにより施設の利用率を上げようと努力しています。実際に利用者も増えています。各課等報告では、毎回、事業について記載していますが、今後はその結果的なものも含めて報告したいと思います。

奈良委員長

「^{しゅはり}守破離」という言葉があります。いろいろなところで使われますが、文化芸術については守っていかなければならないものもあり、破って新しく開拓していく分野もあります。それを市民に知っていただくことが大事だと思います。しばしばお願いしていますが、デンガラ餅行事や七福神など、流山独自の文化がありますので、そういうものを子どもたちに伝承していくことが「守」の部分ではないでしょうか。

それでは以上で各課等報告の質疑を終了します。

次に、先ほど非公開と決定しました議案第26号及び議案第27号の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第26号「流山市文化財審議会委員の委嘱について」

生涯学習部長の説明後審議に入り、特に質疑はなく原案どおり可決された。

議案第27号「流山市史編さん審議会委員の委嘱について」

生涯学習部長の説明後審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 市史の編さんの計画はあるのか。

(答) 「流山市史研究」という冊子を二年に一度発行している。また、「流山のむかし」の刊行を進めている。

(非公開案件終了)

奈良委員長

以上をもって、本日の会議に付議された案件の審議を終了しました。その他、協議する事項がありましたらお願いします。

教育長

文部科学省によるいじめ実態調査について、流山市の小中学校の調査結果がまとまりましたので、ここで御報告します。

指導課長

8月9日に国による緊急の実態調査について千葉県から文書が届き、8月21日に実態調査の文書を各学校に配付しました。調査は、アンケート調査又は聞き取りによる調査という2つの方法を用いることとされました。学校の規模に応じて、小規模校にあっては一人ひとりの聞き取りが可能ですし、大規模校にあっては緊急の調査ということもあって、雛型を付けてアンケートを依頼しております。今回の調査に関しては、「いじめと認知した」ということを徹底的に学校から報告をいただいたかったので、アンケートの項目は、「嫌なことをされたことがあるか」、「嫌な思いをしたことがあるか」というように、「いじめ」という言葉を使わずにできるだけ多くの子どもたちの声を聞けるようなアンケートの雛型を作りました。また、2学期の最初ということもあり、あまり暗い気持ちで2学期をスタートするのも良くありませんので、「今まで嫌なことがあったときに誰かに助けてもらったことはありますか」、というような雛型もつけて学校に調査依頼を行いました。夏休み明け直ぐの調査ということで、9月10日を締切としました。今、お手元にある数値がその結果となっています。この数値を受けて、9月18日に教育委員会として対策会議を開きまして、20日、21日に指導主事が各学校を訪問して聞き取り調査を実施しております。

この結果の特徴なのですが、平成23年度のいじめ件数と比較しますと、小学校のいじめ認知件数が、今回は926件、平成23年度の126件から急増しています。中学校に関しても今回は372件、平成23年度の118件を大きく上回っています。これは、「嫌な思いをした」という部分を捉えた結果だと考えています。もう一つの特徴は、学校差が非常に大きいことです。小学校においては、認知件数が少ない学校が2件、多い学校は261件。中学校においても、少ない学校が5件、多い学校は122件です。これは、9月10日時点での内訳ですので、学校においてアンケートをもとに一人ひとりに聞き取りをして、これはいじめではないと担任と子どもが了承したものに関してはそれを除いておまして、9月10日までに聞き取りが十分にできていない学校については、アンケートの数値がそのまま上がっているのです。件数が多くなってい

ます。今までは、アンケートで大きな数値が上がってきたとしても、学校の中で聞き取りをすることによって、学校間の差はあまりなかったのですが、今回は、数の問題ではないということもありますので、上がってきた数値に関しては、教育委員会で2日間をかけて指導主事が各学校を回り、1時間ほどの時間をかけてアンケート結果に関しての聞き取り調査を行いました。内容については、どういう調査方法を行ったのか、未解消の事案に関して学校ではどんな手立てをとっているのか、教育委員会として学校を支援する事柄はないか、ということについて聞き取りを終えたところです。以上です。

小林委員

アンケートについてですが、「いじめたことがあるか」という質問はあるのですか。

指導課長

そういった項目はありません。

小林委員

いじめられた側を守ることにについては皆さん一生懸命やるのですが、いじめ側側のいじめる行為をどうやって止めるかという工夫が足りないような気がするのです。文科省が定めた「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」というものがありますが、その3ページのいじめ問題への対応強化の基本的考え方の項目に、「いじめが起きることを未然に防ぐため、日頃から、学校の教育活動において、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育むことが必要である」と書かれています。しかし、ここで欠けているのは、いじめというのは卑怯で、卑劣な行為であって、人間としてやってはならない行為なのだということを教える姿勢が足りないというか、そこに目が向いていないのではないのでしょうか。ですから、「いじめられているか」と訊くのではなくて、「自分でいじめたことがあるか、なぜいじめたのか」という質問をするべきではないか。いじめだと思わないでやっていることもあるのかもしれません。いじめようと思ってやっている子どももいると思うのです。それは、非常に卑劣な行為であることを教えることが必要だと思います。

教育長

小林委員の御意見は全くそのとおりだと思います。現在のいじめの調査は、いじめられた方の調査をすることによって、いじめた側のこともわかるだろうという考え方によるものです。論理としては小林委員のおっしゃるとおりだと思いますが、いじめた側が自殺に追い込まれたり、不登校になったりすることはないので、どうしてもいじめられた側にスポットを置いています。当然、日

常の学校生活の中では、健全な心を育てていくことに取り組まなくてはなりません。今注目されていることは、新聞報道等もされているように、学校現場がいじめの実態をどう捉えているのか、ということなのです。いじめられた子がいるということは、いじめた子が必ずいるわけです。いじめた側は、自分ではいじめたと思っていないかもしれない。からかっているだけだと思っているのかもしれない。文科省も、「けんかを除く」という定義をしているわけで、けんかなのかいじめなのか、やった方はけんかだと言うかもしれない。そういったこともつぶさに訊かなければなりません。当然、小林委員のおっしゃるところに辿り着かなければならないと思います。しかし、そこは次のステップだと考えておまして、まず、今起こっていること、学校に行きたくないとか、自分の命のことまで考えている子どもがいるとするならば、そちらをまず解決しなければなりません。この調査は9月10日時点ですので、その後、運動会の練習等もあって、新たに起こっていることもあるでしょう。今学校で必要なのは、子どもたちの置かれている状況を実態として把握し、そういった子どもたちがこれだけいるということは、ほかにもいるかもしれないと考えるように、教職員もしっかりとした目を持たなければなりません。様々な角度から見ておかないと、追い込まれた子を救うことはできないだろうと思います。

辻職務代理者

今のお話にもありましたが、けんかといじめの区別について、一度の対立であっても不快感は不快感であることに変わりはない。しかし、その状態が継続することによって、非常に辛い状況に陥る。ここの部分は差別化できると思います。例えば「冷やかし」や「からかい」でも、一度であれば軽い気持ちでやっているのかもしれないし、それが持続すれば全く違うものになるので、そういうところで少しフィルターをかけることによって、学校間差、つまりこの質問に対して取るべき「しきい値」が今の状況だとあまりに異なるので、その部分はもう少し質問項目にフィルターをかけることによって、もう少し安定化することができるのではないかと思います。

それから、いじめられた側といじめた側のお話がありましたが、その周囲の目というのは、この質問の中に入っているのでしょうか。例えば、いじめだと認識できるような行為が行われている。学校の先生から見れば、接点は非常に短いけれども、周囲の友達あるいは異なる立場にいる子、仲良しグループではない中立的な子や反対側にいる子、そういった何か所かから見ることによって、少しそれをカバーしてあげることはできないか。自分の問題になると、いじめられている側はどんどん深くなっていくでしょうし、いじめている側もど

んどん正当化していくことになるので、そういった質問を入れることによって、もう少し浮かび上がらせることはできないだろうかと思うわけです。

学校教育部長

辻委員からは、2点の御指摘がありました。いじめとけんかの境界ですが、学校も子どもたちから話を聞いたときに、非常に難しさを感じます。と言いますのは、文科省によるいじめの定義も、かつては「自分よりも立場の強い者が弱い者に対して身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」ということで調査をしていました。それが、現在は被害を受けている側がいじめと思っただけでいじめであるという考え方になっています。定義も「一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ということで、「深刻である」とか「継続的に」という言葉が定義から外れたために、表面的には一過性のけんかであっても、それを受けた側がいじめられたと感じれば、数の上でいじめに分類する学校も多いのです。その点で、今回もいじめあるいはいじめと思われるとして、子どもが答えたものをそのまま上げている場合と、聞き取りの中でこれはいじめではないと判断されたものは除いた数字を上げている場合があるのです。そのあたりの状況の違いがありますが、そのどれも見過ごすことのできない問題であって、対応しなければならぬと認識しております。また、アンケートに関しては、今回はいじめあるいはいじめと思われる被害を受けている現象を洗い出すために、被害者側の視点が強い傾向のアンケートになっています。ただ、いじめには加害者、被害者そしてその周囲にいて扇動する者、あるいは全くの傍観者というように、いわゆるいじめの四層構造とも言われる構図があります。今回は、「いじめに遭っている子を見たことがあるか」という質問は入っていますが、加害者や扇動者等への掘り下げた調査は、今後の課題になるかと思えます。

小林委員

いじめの問題は、刑事事件ではなく、教育の問題ですよね。いじめるつもりではなくて、ふざけていたのだという言い訳をする本人が、単なる弁明で言っているのか、それとも心の痛みを隠して言っているのか、そこを掘り起こすのが教育なのではないでしょうか。両者呼んで話を聞いてみたが、よくわからなかったで終わったのでは、教育になりません。「卑劣な気持ちでやっていないか自分の心に聞いてみる」と言うことこそが教育だと思うのです。いじめられた側は被害者ですから、いろいろと言うでしょう。しかし、いじている側の心に立ち入ってあげないと、単なる刑事犯的対応をとれば、必ず報復行為が

出てきます。ですから、被害者が今度は加害者になるという現象が起きてしまうのだと私は思います。ここは非常に難しいことだと思いますが、これをやらないといじめの問題の根本的な解決にはならないのです。大津市の事件でも、聞けば聞くほど分からなくなると言いますが、いじめた本人は分かっているはずです。

流山市では、いろいろなシミュレーションをしていただいて、それを読んでみたのですが、さすがに現場のことをよく分かっている先生が作ったのだと思ったのは、大津市のケースでは、学校自体が荒れていたのではないかというコメントでした。おそらく、こういう視点はマスコミは持たないと思います。荒れた学校の状況では、教師がなかなかアクションを取りにくいために深刻な事態になってしまったのではないかという推測なのですが、そういう問題を解決しようと思ったならば、生徒一人一人の心の中の強さ、正義感、あるいは悪に対する罪悪感というものを育てていかなければならないと思います。ですから、いじめた側の「なぜいじめたのか」というアンケートもしていただきたいと思うわけです。

指導課長

今回のアンケートは被害者側の洗い出しをするということなのですが、重大ないじめかどうかというフィルターも、又はいじめる側のフィルターも、ある意味でその子の主観の部分が大きいところがあります。この主観の部分を洗い出すには、丁寧な個別の面接しかないのです。例えば、中学校ではこんな例があります。いじめた側が、本人はいじめではないと言っているが、周囲から見ると気になる。嫌がるようなあだ名を言われている。そこで、学級指導、個別面談を行い、本人もいじめであるという認識が育ってきた、という報告もあります。ですから、いじめる側も、なぜそういう卑劣な行為をしたのか、「君のやっていることは卑劣なのだ」という個別のケースに対応することは、教職員とその子の一対一の向き合いでしかなくて、紙ベースのアンケートではなかなか上がって来ない部分があります。今、現場ではそういった一つ一つの事例に関して、ある学校ではチェック表をつけながら、この子に関してはこういう状況だ、という共通理解をするような手立てを取って、丁寧に進めているのが現状です。

辻職務代理者

小林委員御指摘のいじめる側、いじめられる側の話をよく訊き、よく調べることは、教育としては大事だと思うのですが、自分のクラスにいる子あるいは周囲にいる子の中で起きていることを客観的に見て、どこが正しくどこからが

問題であるかということを見る目を育てることも大事なことだと思うのです。それは、何かが起きていることを密告するわけではなくて、それを子どもたちが自らできるだけいい状態に持っていこうという意識を育てることだと思うのです。自分も当事者になって、先生に任せるわけでもなく、本人たちに任せるわけでもなく、という立場をもう少し育てることはできないかと思うわけです。最近では、他人事感が強くなっているようです。昔はお節介な子がいて、「いじめるな」などと言って守ってあげたり、けんかしたりしてバランスを取ったり、行き過ぎればそれを止めに入る子がいましたし、もちろん今もいると思うのですが、そういう部分をもう少し育てることはできないかと思うわけです。先生が間に入るというよりも、生徒たちの中で守り、解決することができないかと私は期待するところであり、その方向に持っていくために教育があると思うのです。

それと、アンケートの学校ごとの数字的な違いは、アンケートに対する学校の捉え方の違いであり、それについてはもう少し対応したいというお話でしたが、私もそう思います。数字的違いは意識の違いですので、この中から何が問題で、何が問題でないかということについて、個別に当たることはもちろんですが、数字に出てくるところの一番最初のフィルターのところをもう少し平衡化していく取組を、アンケートの形式も含めて工夫してもいいのではないのでしょうか。必ずしも文科省の基準に従わなくとも、現場の先生方の意識の中でアンケートの項目も考えられてもいいのではないかと思います。

私は、学校の先生方が教育の力というものに自信を持って、子どもに当たってほしいと思うのです。いじめた子どもの心に問いかけることができる先生、その先生から言われたら、その場では素直に謝らなくても、自分自身で後で反省するような、そういうことが教育だと思いますし、そんな先生になってほしいと思います。そういう先生がしっかり見ていけば、一時的ないじめ現象があったとしても、いじめた側もいじめられた側も、あの先生にあんな風に言われてしまったということで、次の成長につながっていくということであろうと思うわけです。少し楽観的過ぎると言われるかもしれませんが、それがなければ教育ではないと思います。

天津市の報道の中で、ある新聞記者がいじめた側の取材をしてそれを記事にしようとしたところ、社内で止められたということがあったそうです。なぜならば、いじめた側の取材をするといろいろと問題になるということです。教師

小林委員

学校教育課長

である以上、気概を持って目の前のいじめは防がなくてはならないし、加害者がはっきりした場合には、その心に訴える指導をし、そういう力量のある教師でありたいと思うわけですが、そこが学校としては非常に苦しいところなのです。

小林委員

教師という職業は、そこが一番苦しいところだろうと思います。だからこそ、自信を持ってやっていただきたいのです。先生が自信を失ってしまったら、子どもは行き場がなくなってしまうわけです。

学校教育課長

学校のいじめは子どもの中の問題と言われますが、大人の社会の問題もあるのだと思います。教育というのは感染するものだと思うので、大人の社会の様々な人間模様が子どもの社会に色濃く反映していくように私には見えます。小林委員や辻委員がおっしゃるような大人の認識が広がっていくことが子どもを守ることに繋がると思います。

小林委員

私は学童クラブにも関わっているので、先日学童保育をやっているNPO法人の理事長と話したのですが、学童クラブにもいじめがあって、いじめた子の母親に伝えたところ、「うちの子も以前にやられたことがある」と答えたというのです。こういう社会的風潮があるわけです。いじめは卑劣で卑怯な行為だという概念が薄れてしまって、いじめられた子の心のケアにばかり目が向いているのは好ましいことではないと思います。

奈良委員長

先日聞いたことなのですが、朝、子どもが登校してくる時点で、前日の夜、家の中で何かもめ事があった、あるいは朝、親がご飯を作ってくれなかったなどの些細なことで、登校時間が3分遅れてしまって、生活指導の先生に頭ごなしに怒られました。その生徒が、学校のガラスを割ったというのです。その時に、ある先生が「どうしたんだよ」と原因を訊いてくれたというのです。いじめる側もいじめられる側も、何らかの原因があるのではないか。その原因をどう導いてくれるか。この「どうしたの」という一言が子どもたちを救ってくれるのだそうです。この言葉は、子どもから「実はこうだったんだ」ということを引き出す言葉であるということでした。一つの現象から見れば加害者であっても、実は昔いじめられていたのかもしれない。そこで「どうしたの」という言葉で、昔のことを引き出すことができるかもしれません。

確かに、今回の調査結果を見ても、一部の学校は認知件数が多く、これに比

例して金品を盗られるとか脅されるということもやはり多いようです。文科省の取組方針にも示されていますが、非行等を早期に芽を摘むような対策を日常の教育の中で取り組んでいただきたいと思います。子どもの様子が日常と少し違っている。髪型が変わっていたり、忘れものが多くなったとか、些細な変化が何かのシグナルかもしれません。

本日は委員の皆様から多くの御意見をいただきましたので、少しでも活用していただければと思います。以上で本件についての協議は終了したいと思います。

それでは、次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長 次回の教育委員会議は、10月25日（木曜日）市役所302会議室で、午前10時からということで、いかがでしょうか。

（次回の日程協議）

奈良委員長 次回の教育委員会議は、10月25日（木曜日）市役所302会議室で、午前10時から開催することといたします。以上で平成24年流山市教育委員会議第9回定例会を終了します。

（閉会 午後0時05分）